

令和6年度川崎市立小・中学校における 児童生徒の問題行動・不登校等の調査結果について

- 1 概要
- 2 川崎市立小・中学校における暴力行為の状況
- 3 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況
- 4 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

令和7年11月18日
川崎市教育委員会

1 概要

この調査結果は、文部科学省の調査に合わせて神奈川県が実施した「令和6年度児童・生徒の問題行動・不登校等調査」における本市の状況をまとめたものです。

調査の目的

本市の小・中学校に在籍する児童生徒の問題行動・不登校等の実態を把握・分析することにより、学校等における児童生徒指導上の取組のより一層の充実を図り、児童生徒の問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくこと。

調査対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

調査対象学校数(児童生徒数)

小学校114校（72,782人）、中学校52校（30,006人）

調査内容及び結果

	小学校	中学校	計
暴力行為の発生件数	356件	210件	566件
1,000人当たり	4.9件	7.0件	5.5件
いじめの認知件数	6,335件	321件	6,656件
1,000人当たり	87.0件	10.7件	64.8件
長期欠席者数	2,388人	2,072人	4,460件
不登校児童生徒数	1,579人	1,872人	3,451件
1,000人当たり	21.7人	62.4人	33.6件

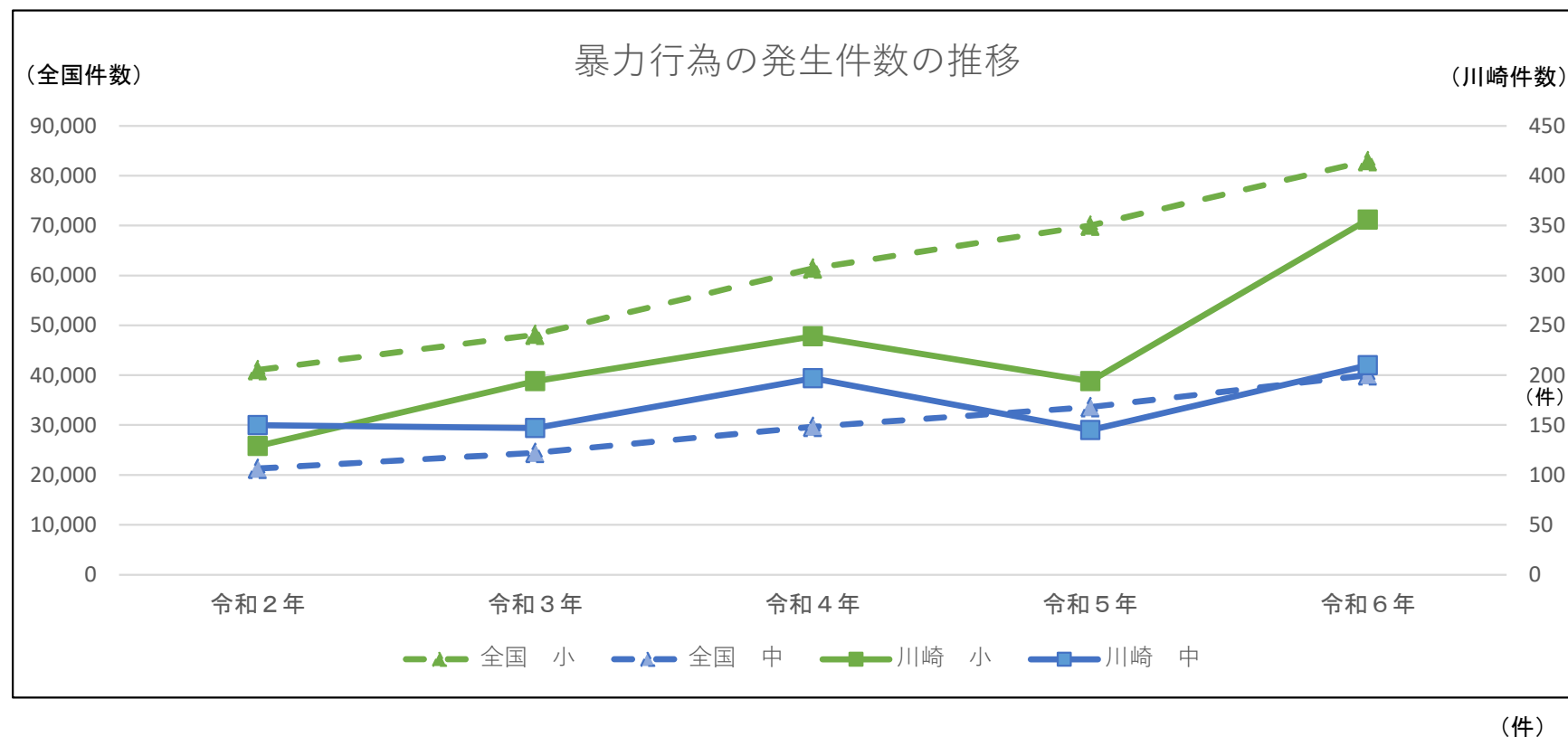
※「1,000人当たり」とは、1,000人当たりの出現数を表しています。

2 川崎市立小・中学校における暴力行為の状況

(1) 発生件数の状況について

ア 発生件数の推移

小学校における暴力行為の件数は356件で、昨年度から162件増加しています。中学校における暴力行為の件数は210件で、昨年度から65件増加しています。

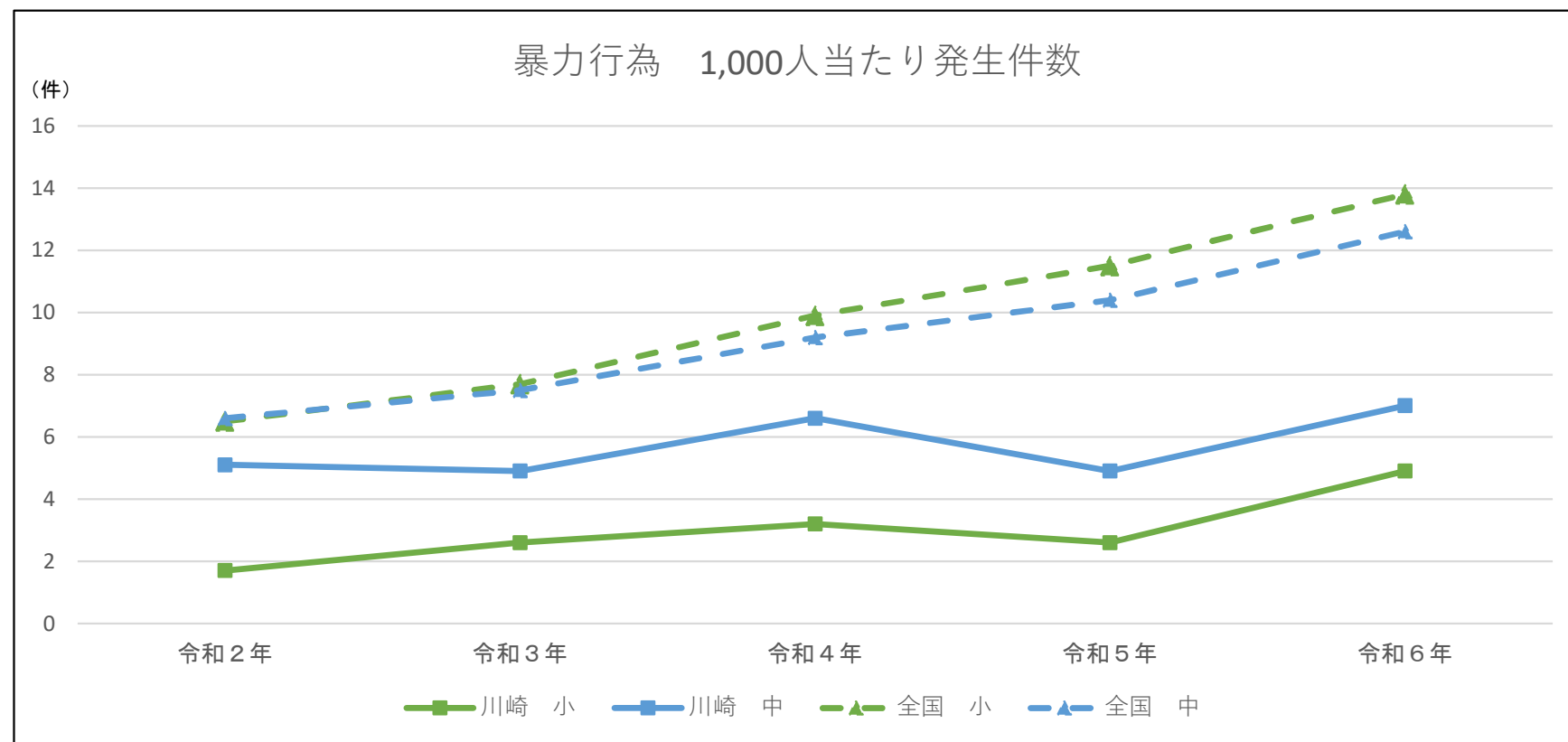


		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校	全国	41,056	48,138	61,455	70,009	82,997
	川崎	129	194	239	194	356
中学校	全国	21,293	24,450	29,699	33,617	40,039
	川崎	150	147	197	145	210

2 川崎市立小・中学校における暴力行為の状況

(1) 発生件数の状況について

イ 1,000人当たりの発生件数の推移



(件)

		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
小学校	全国	6.5	7.7	9.9	11.5	13.8
	川崎	1.7	2.6	3.2	2.6	4.9
中学校	全国	6.6	7.5	9.2	10.4	12.6
	川崎	5.1	4.9	6.6	4.9	7.0

2 川崎市立小・中学校における暴力行為の状況

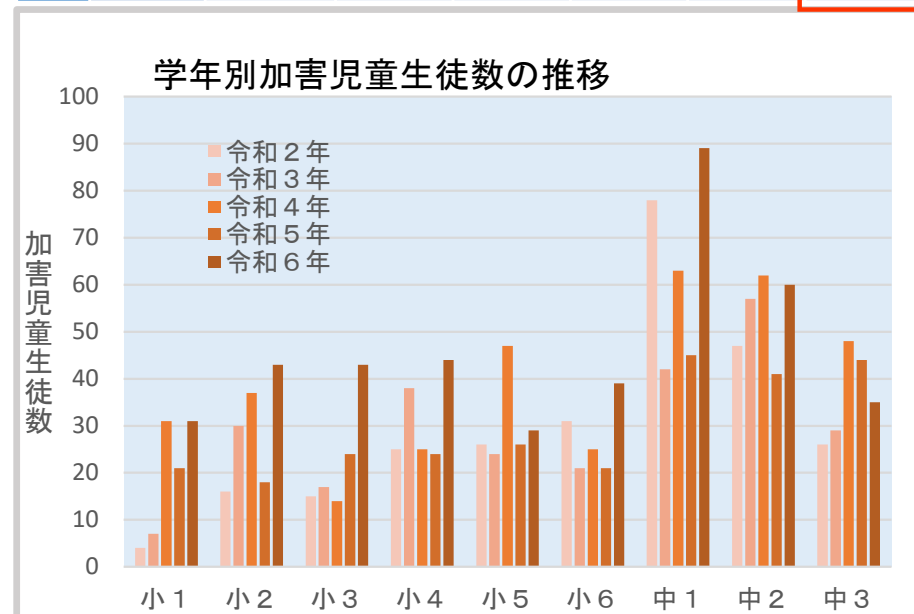
(2) 学年別加害児童生徒推移

ア 暴力行為の加害児童生徒数（小学校）

			(人)				
			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校	1年	全国	4,554	5,107	6,374	7,102	8,731
		川崎	4	7	31	21	31
	2年	全国	4,958	5,942	7,534	8,451	10,052
		川崎	16	30	37	18	43
	3年	全国	5,300	6,087	7,467	8,896	10,485
		川崎	15	17	14	24	43
	4年	全国	5,654	6,119	7,575	8,935	10,422
		川崎	25	38	25	24	44
	5年	全国	5,837	6,539	8,111	8,725	10,211
		川崎	26	24	47	26	29
	6年	全国	5,410	5,703	7,373	8,454	9,540
		川崎	31	21	25	21	39

イ 暴力行為の加害児童生徒数（中学校）

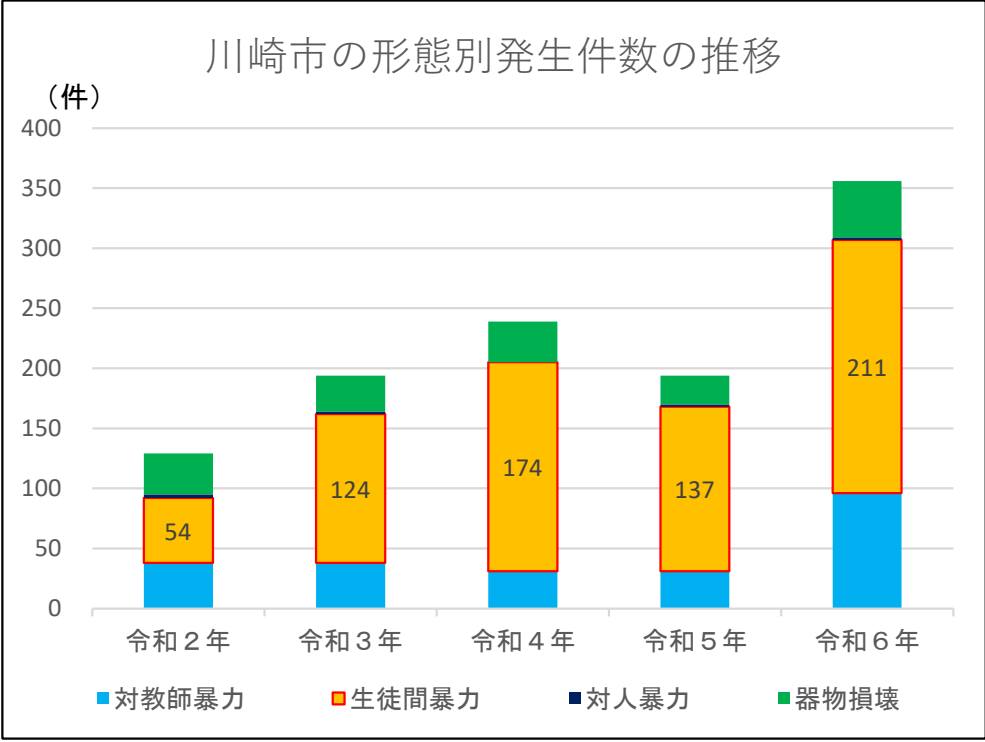
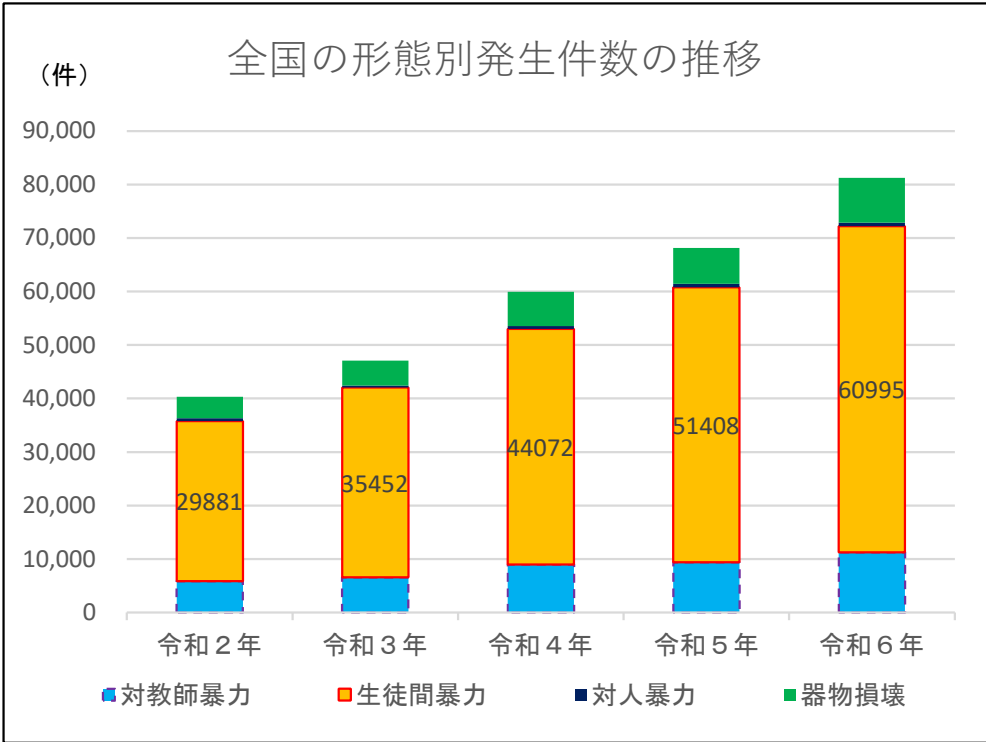
			(人)				
			令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
中学校	1年	全国	9,057	10,217	12,418	14,192	16,632
		川崎	78	42	63	45	89
	2年	全国	6,625	7,907	9,037	10,175	12,002
		川崎	47	57	62	41	60
	3年	全国	3,925	4,331	5,194	6,025	6,809
		川崎	26	29	48	44	35



2 川崎市立小・中学校における暴力行為の状況

(3) 形態別発生件数について（小学校）

暴力行為の形態別発生件数は、「生徒間暴力」が最も多く、全体に占める割合は6割でした。

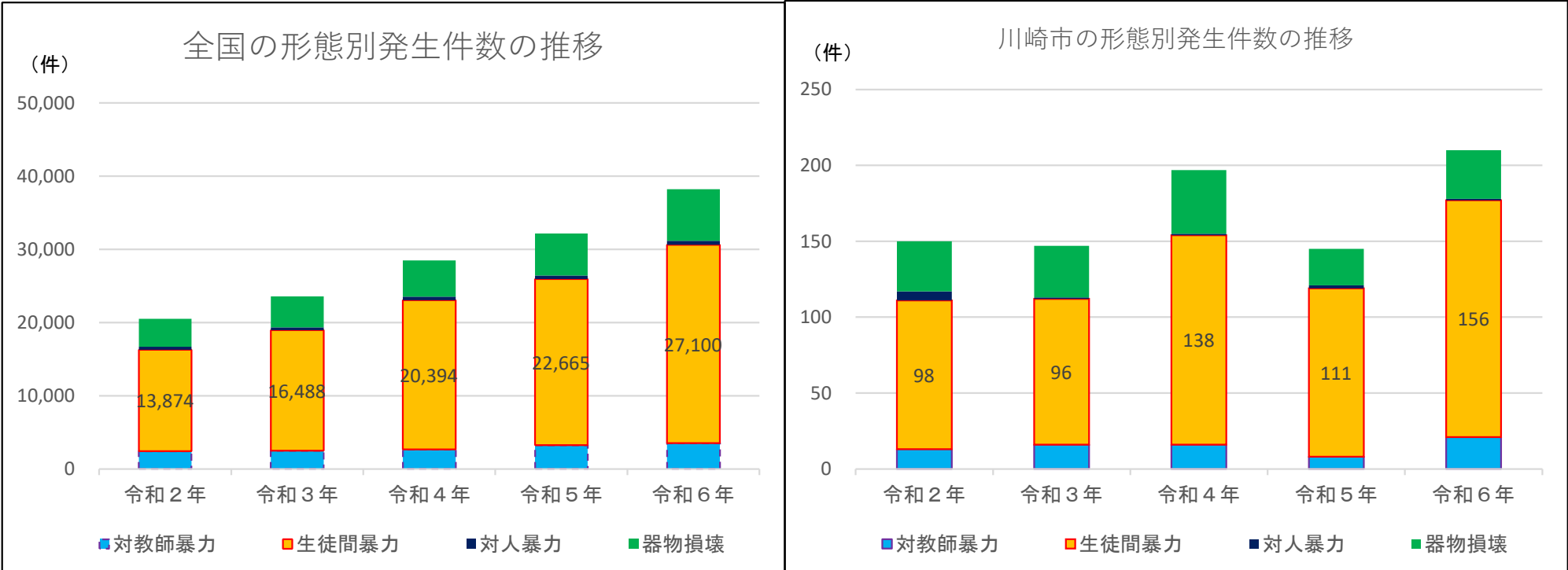


	形態	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		全国	川崎市	全国	川崎市	全国	川崎市	全国	川崎市	全国	川崎市
小学校	対教師暴力	5,890	38	6,597	38	8,955	31	9,384	31	11,240	96
	生徒間暴力	29,881	54	35,452	124	44,072	174	51,408	137	60,995	211
	対人暴力	531	3	389	2	507	0	634	2	634	2
	器物損壊	3,990	34	4,649	30	6,399	34	6,717	24	8,340	47
	合計	40,292	129	47,087	194	59,933	239	68,143	194	81,209	356

2 川崎市立小・中学校における暴力行為の状況

(3) 形態別発生件数について（中学校）

暴力行為の形態別発生件数は、中学校で「生徒間暴力」が最も多く、全体に占める割合は7割強でした。



(件)

	形態	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		全国	川崎市	全国	川崎市	全国	川崎市	全国	川崎市	全国	川崎市
中学校	対教師暴力	2,421	13	2,481	16	2,673	16	3,264	8	3511	21(+13)
	生徒間暴力	13,874	98	16,488	96	20,394	138	22,665	111	27,100	156(+45)
	対人暴力	398	6	388	1	454	1	484	2	555	1(-1)
	器物損壊	3,816	33	4,226	34	4,952	42	5,748	24	7,066	32(+8)
	合計	20,509	150	23,583	147	28,473	197	32,161	145	38,232	210

2 川崎市立小・中学校における暴力行為の状況

(4) 2回以上の暴力行為を行った児童生徒数の推移

2回以上の暴力行為を起こした児童生徒数は、小学校は16人で、昨年度から1人増加しています。中学校は6人で、昨年度から1人減少しています。

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校	4	9	13	15	16
中学校	0	1	0	7	6

※令和4年度までは5回以上繰り返し、令和5年度から2回以上繰り返し暴力行為を起こした児童生徒数

2 川崎市立小・中学校における暴力行為の状況

(5) 今後の対応について

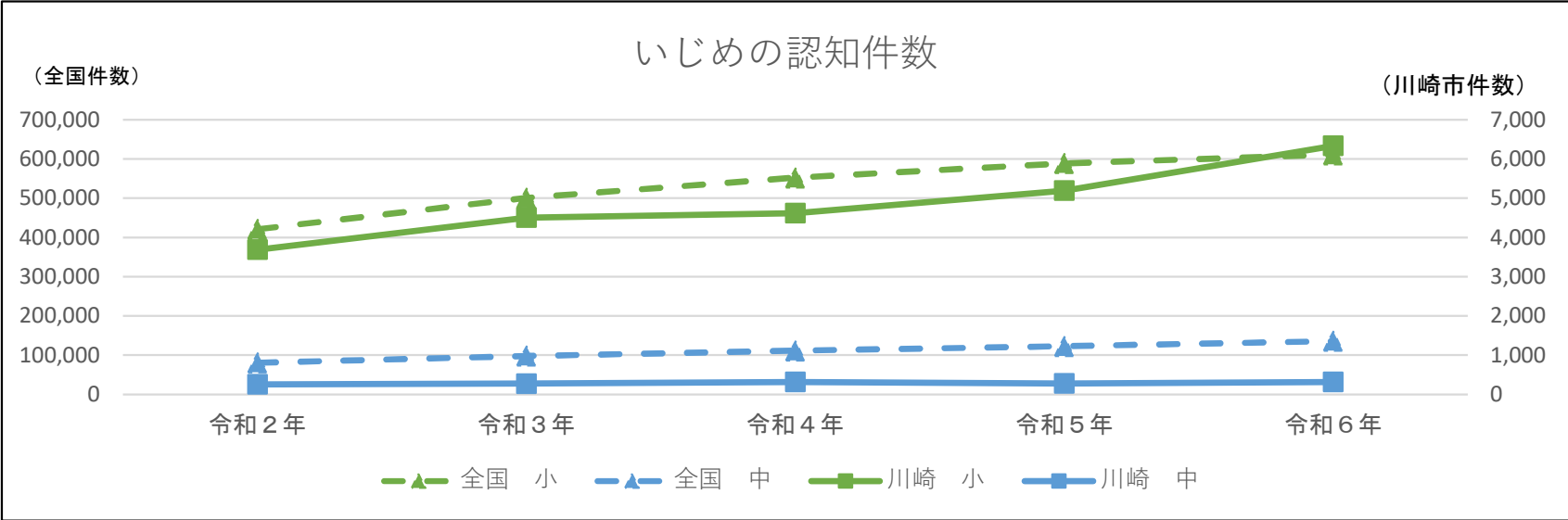
- 暴力行為の発生件数の増加は、いじめの積極的な認知が、暴力行為の把握にもつながっていると考えられます。暴力行為の減少を図るために、暴力という現象のみに目を向けるのではなく、加害児童生徒がその行為に至った要因や背景に注目し、一人ひとりの心情や内面の理解を深め、丁寧に寄り添った支援に努め、学校と関係機関との連携を図り再発防止に努めてまいります。
- 暴力をしてしまう背景には、ストレスや葛藤などの要因があったり、家庭や生活環境などが一因となったりしている場合が考えられます。自分の思いをうまく言葉にできず、暴力行為に及んでしまうケースもあることから、児童生徒がコミュニケーション能力や感情をコントロールするスキル等を身につけられるよう、引き続き、かわさき共生＊共育プログラムや様々な教育活動を通して、人間関係づくりのスキル向上に取り組んでまいります。

3 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(1) 認知件数の状況について

ア 認知件数の推移

小学校におけるいじめの認知件数は6, 335件で、昨年度から1, 143件増加しています。中学校におけるいじめの認知件数は321件で、昨年度から41件増加しています。

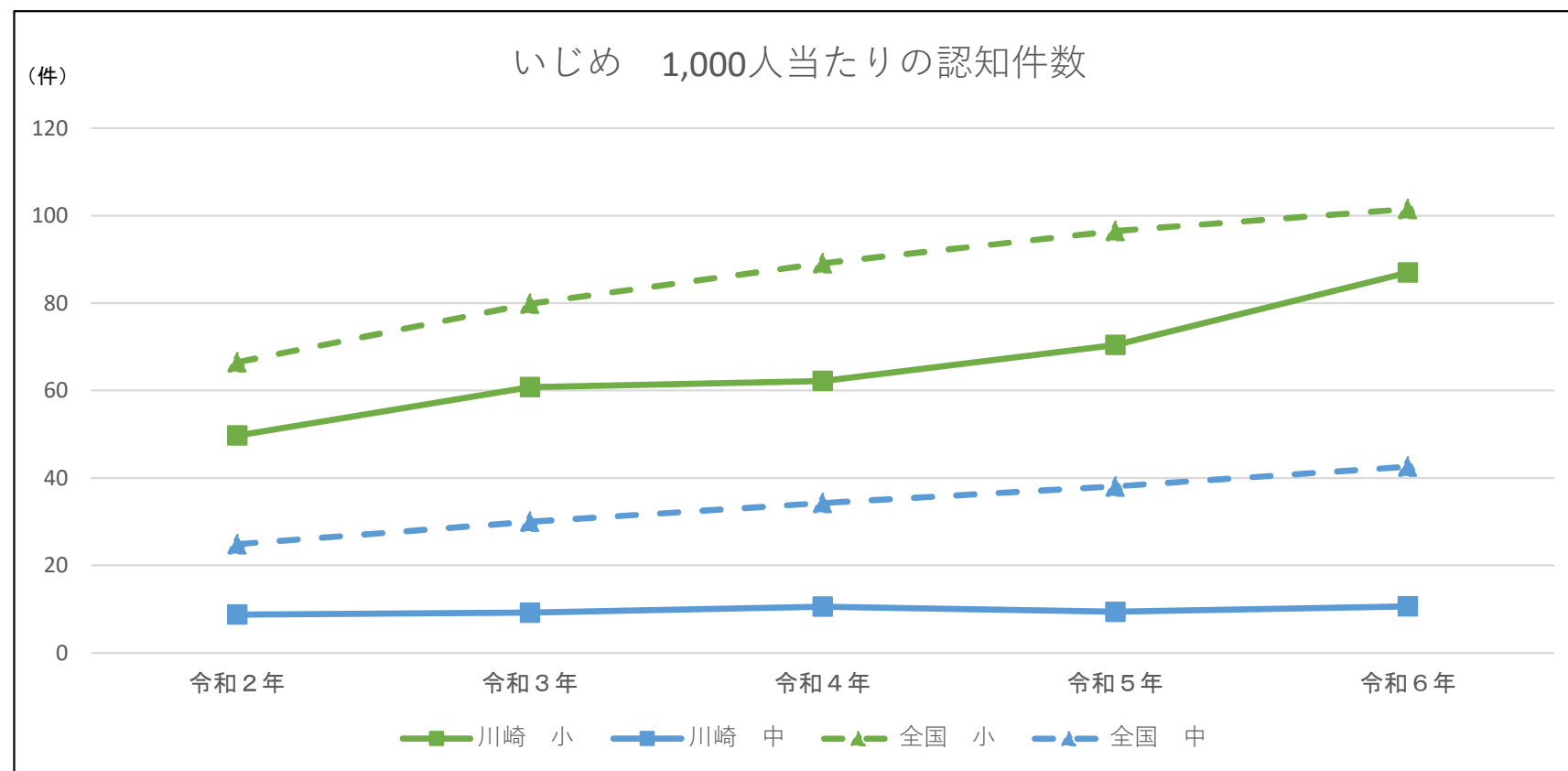


		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校	全国	420,897	500,562	551,944	588,930	610,612
	川崎	3,688	4,506	4,614	5,192	6,335
中学校	全国	80,877	97,937	111,404	122,703	135,865
	川崎	260	275	318	280	321

3 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(1) 認知件数の状況について

イ 1,000人当たりの認知件数の推移



(件)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校	全国	66.5	79.9	89.1	96.5	101.9
	川崎	49.7	60.8	62.2	70.4	87.0
中学校	全国	24.9	30	34.3	38.1	42.6
	川崎	8.8	9.2	10.6	9.4	10.7

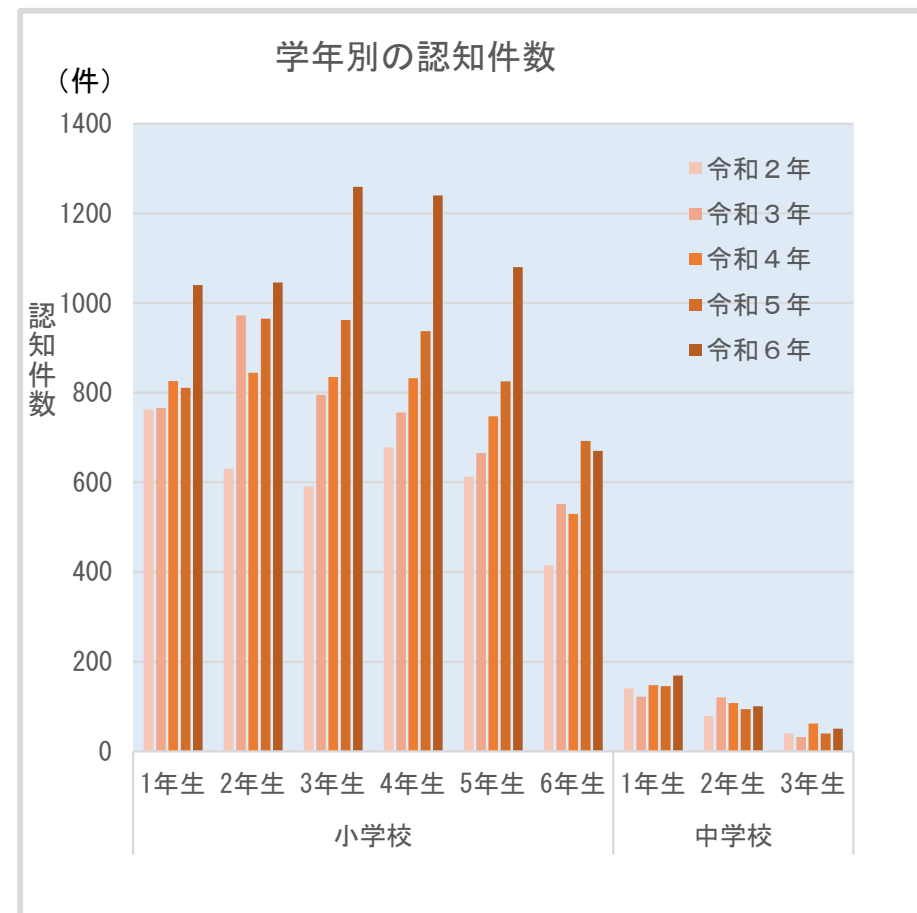
3 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(2) 学年別認知件数

いじめの学年別認知件数は、小学校は6年生以外の全ての学年で増加しています。中学校は全ての学年で増加しています。

(件)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校	1年	762	766	826	811	1,040
	2年	630	972	844	965	1,046
	3年	591	795	835	962	1,259
	4年	678	756	832	937	1,240
	5年	612	665	747	825	1,080
	6年	415	552	530	692	670
	合計	3,688	4,506	4,614	5,192	6,335
中学校	1年	141	122	148	146	169
	2年	79	121	108	94	101
	3年	40	32	62	40	51
	合計	260	275	318	280	321
合計		3,948	4,781	4,932	5,472	6,656



3 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(3) 態様別認知件数

いじめの態様別認知件数は、小・中学校ともに「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる」が最も多くなっています。

(件)

項 目		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	小学校	1,912	2,179	2,215	2,744	3,539
	中学校	163	154	175	161	214
仲間はずれ、集団による無視をされる。	小学校	367	454	494	483	554
	中学校	20	25	36	43	32
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	小学校	936	1,119	1,036	1,327	1,484
	中学校	28	44	35	26	40
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	小学校	115	164	215	121	102
	中学校	4	7	9	13	9
金品をたかられる。	小学校	9	21	35	38	34
	中学校	1	5	2	4	5
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	小学校	202	285	343	462	456
	中学校	14	10	13	13	8
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	小学校	371	419	534	488	638
	中学校	8	17	11	16	10
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	小学校	97	85	115	120	149
	中学校	55	44	70	52	68
その他	小学校	90	107	13	18	51
	中学校	1	7	11	0	1

3 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(4) いじめ発見のきっかけ

いじめ発見のきっかけは、小学校は「アンケート調査など学校の取組により発見」、中学校は「本人からの訴え」が最も多くなっています。

(件)

項 目		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
学校の教職員等が発見した。	小学校	1,803	2,270	2,140	2,698	3,486
	中学校	79	114	100	75	90
内 訳	学級担任が発見した。	小学校	378	618	730	1,082
		中学校	36	68	59	38
	学級担任以外の教職員が発見した (養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。)	小学校	45	80	73	110
		中学校	30	37	26	24
	養護教諭が発見した。	小学校	7	5	10	6
		中学校	2	5	1	3
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見した。	小学校	10	6	14	5
		中学校	0	0	0	0
	アンケート調査など学校の取組により発見した。	小学校	1,363	1,561	1,313	1,788
		中学校	11	4	14	10
学校の教職員以外からの情報により発見した。	小学校	1,885	2,236	2,474	2,494	2,849
	中学校	181	161	218	205	231
内 訳	本人からの訴え	小学校	1,128	1,141	1,356	1,215
		中学校	109	88	122	105
	児童生徒(本人)の保護者からの訴え	小学校	590	781	832	1,021
		中学校	49	56	62	80
	児童生徒(本人を除く。)からの情報	小学校	113	261	197	198
		中学校	14	10	24	10
	保護者(本人の保護者を除く。)からの情報	小学校	49	42	81	50
		中学校	6	5	7	8
	地域の住民からの情報	小学校	2	5	4	3
		中学校	2	0	1	0
	学校以外の関係機関(相談機関を含む。)からの情報	小学校	2	4	3	7
		中学校	1	2	1	2
	その他(匿名による投書など)	小学校	1	2	1	0
		中学校	0	0	1	0
計	小学校	3,688	4,506	4,614	5,192	6,335
	中学校	260	275	318	280	321

※複数回答

3 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(5) 児童生徒の相談の状況

いじめられた児童生徒の相談の状況は、小・中学校ともに「学級担任に相談した」が最も多くなっています。

(件)

項 目		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学級担任に相談した。	小学校	3,092	3,495	3,452	4,190	5,490
	中学校	182	200	220	203	206
学級担任以外の教職員に相談した（養護教諭、スクールカウンセラー等の相談員を除く。）。	小学校	460	455	520	454	748
	中学校	56	49	73	79	89
養護教諭に相談した。	小学校	70	62	95	42	43
	中学校	7	7	6	5	17
スクールカウンセラー等の相談員に相談した。	小学校	52	37	62	44	51
	中学校	4	5	5	8	19
学校以外の相談機関に相談した（電話相談やメール等も含む。）。	小学校	22	12	17	24	6
	中学校	5	4	4	6	5
保護者や家族等に相談した。	小学校	1,435	1,112	1,404	1,515	1,677
	中学校	77	77	91	102	115
友人に相談した。	小学校	455	194	449	426	489
	中学校	17	14	26	14	25
その他（地域の人など）に相談した。	小学校	4	12	23	30	17
	中学校	1	0	0	3	2
誰にも相談していない。	小学校	49	283	395	163	182
	中学校	6	15	1	3	4

※複数回答

3 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(6) 解消の推移

いじめの解消率は、小学校は80.3%で、昨年度より2.7ポイント下回っています。中学校は74.8%で、昨年度より0.2ポイント下回っています。

小学校	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和7年 7月20日
① 解消しているもの※ (件)	2,588	3,484	3,599	4,311	5,087	6,232
解消率 (①／認知件数×100)	70.2%	77.3%	78.0%	83.0%	80.3%	98.3%
中学校	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和7年 7月20日
① 解消しているもの※ (件)	199	225	253	210	240	304
解消率 (①／認知件数×100)	76.5%	81.8%	79.6%	75.0%	74.8%	94.7%
計	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和7年 7月20日
① 解消しているもの※ (件)	2,787	3,709	3,852	4,521	5,327	6,536
解消率 (①／認知件数×100)	70.6%	77.6%	78.1%	82.6%	80.0%	98.1%

※解消しているもの（解消の要件）

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する（令和6年度文部科学省調査から抜粋）。

※令和7年7月20日の数字は、昨年度末時点のいじめの認知件数について、同日時点で解消しているものを示したものです。

3 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(7) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組

学校におけるいじめ問題に対する日常の取組は、各学校で様々な取組をほぼすべての項目で取り組んでおります。

(校)

項 目	令和6年	
	小学校	中学校
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	114	52
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	114	52
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	114	52
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	114	52
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	114	52
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	114	52
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	114	52
P T A など地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	55	28
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	112	52
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した。	114	52
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	114	52
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等のための組織を招集した。	114	52

3 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(8) 今後の対応について

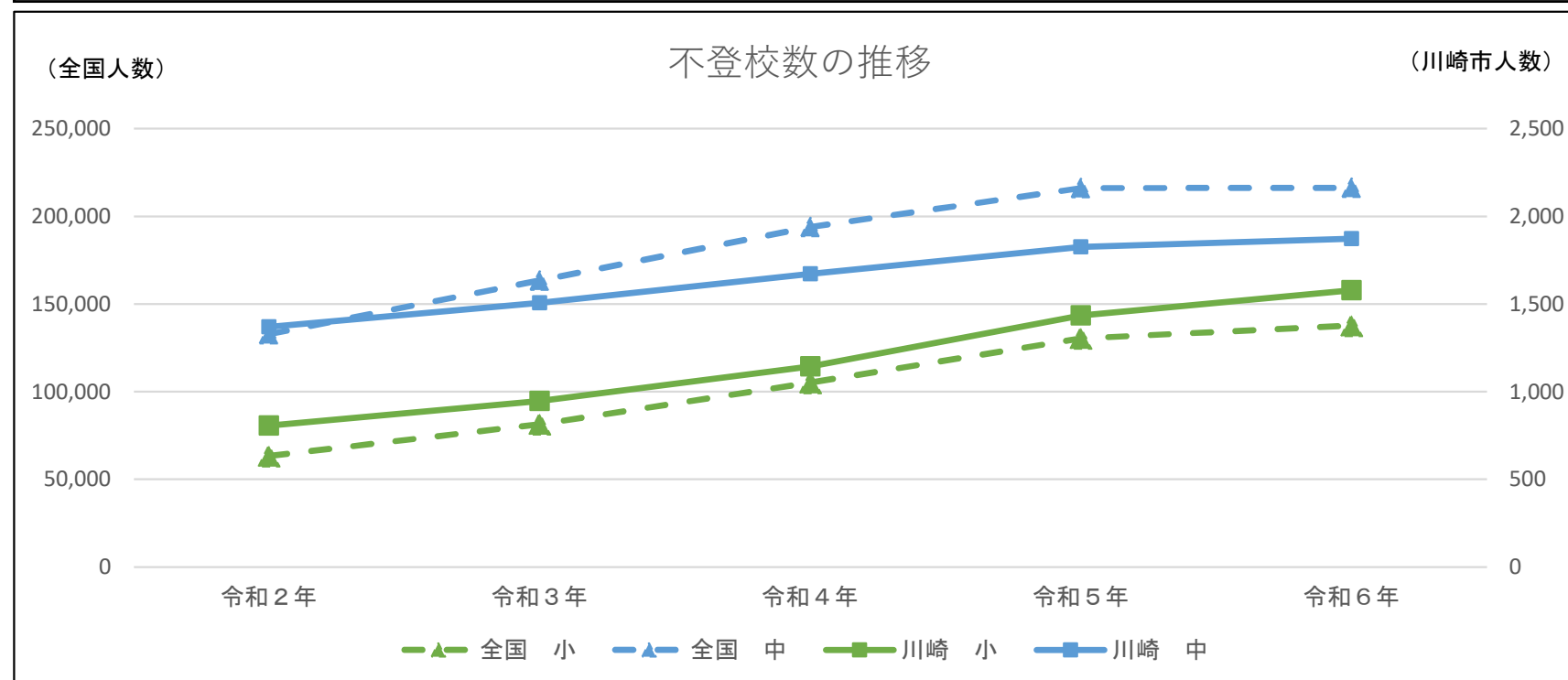
- いじめの件数の増加は、いじめを受けた側に立って積極的に認知したことが一因と考えられますが、引き続き、全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、小さなサインを見逃さず、子どもたちの声に耳を傾けていきます。
- また、いじめを認知した場合には教職員が一人で抱え込まず、早い段階から多くの関係者と共有してチームで対応することを念頭に置きながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。
- 日常の取組に加え、各学校において毎年6月から7月にかけて設けている児童生徒指導点検強化月間における教育相談やアンケート調査、教員向けの校内外の研修等のほか、いじめの問題について各学校でPTAや地域の関係団体等との情報共有や協議の機会を積極的に設けるなどの取組も推進してまいります。

4 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

(1) 不登校児童生徒数の状況について

ア 不登校児童生徒数の推移

不登校の児童生徒数は、小学校は1, 579人で昨年度から144人増加し、中学校は1, 872人で昨年度から46人増加しています。



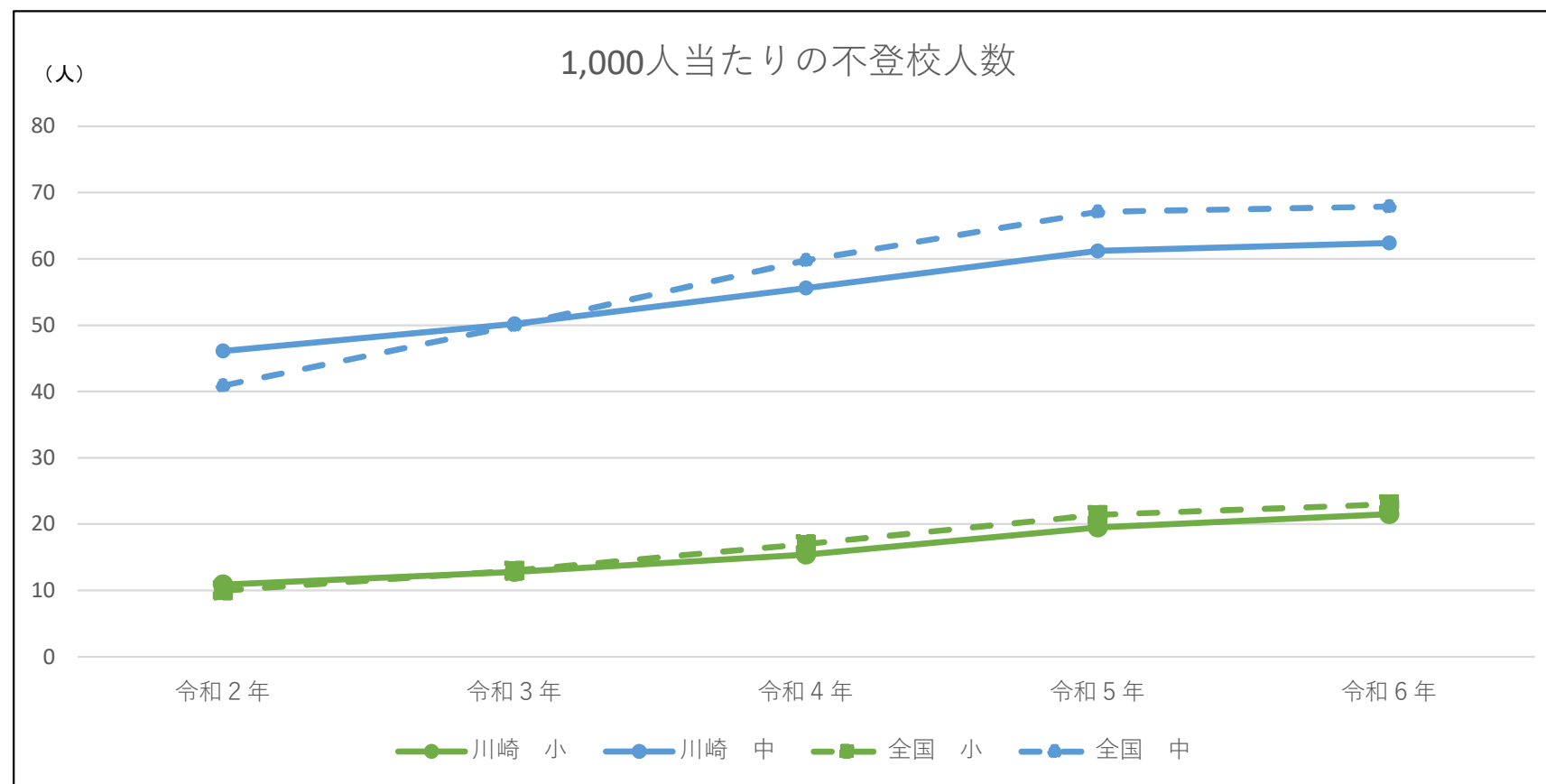
(人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校	全国	63,350	81,498	105,112	130,370	137,704
	川崎	807	947	1,144	1,435	1,579
中学校	全国	132,777	163,442	193,936	216,112	216,266
	川崎	1,370	1,506	1,672	1,826	1,872

4 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

(1) 不登校児童生徒数の状況について

イ 1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移



(人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校	全国	10.0	13.0	17.0	21.4	23.0
	川崎	10.9	12.8	15.4	19.5	21.5
中学校	全国	40.9	50.0	59.8	67.1	67.9
	川崎	46.1	50.2	55.6	61.2	62.4

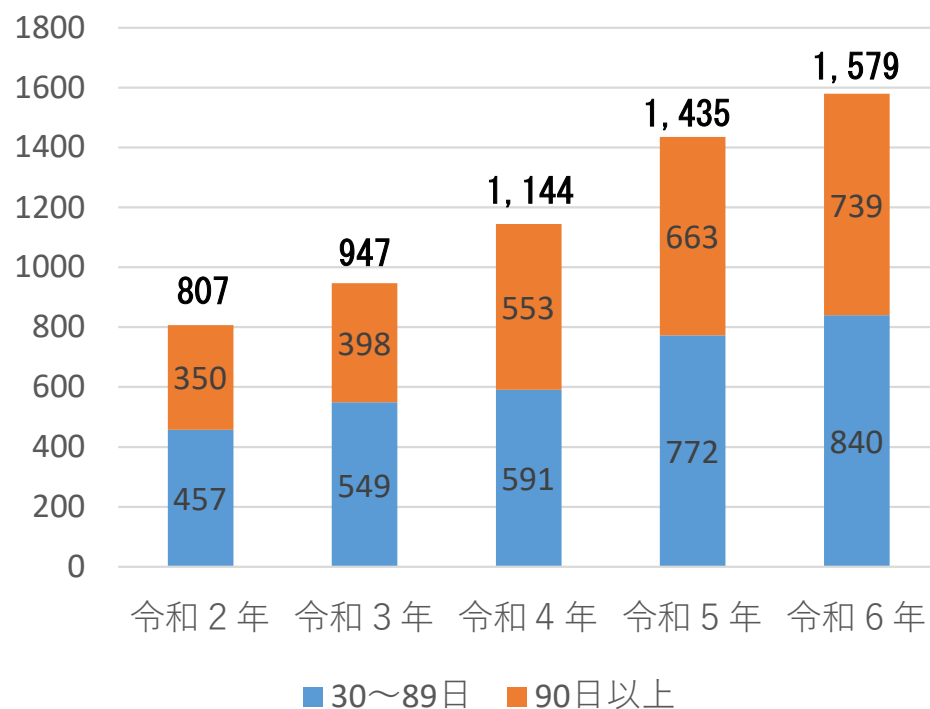
4 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

(2) 欠席日数別不登校児童生徒数の推移

90日以上欠席し、不登校の状態が長期化している児童生徒も過去5年間で最多となっています。

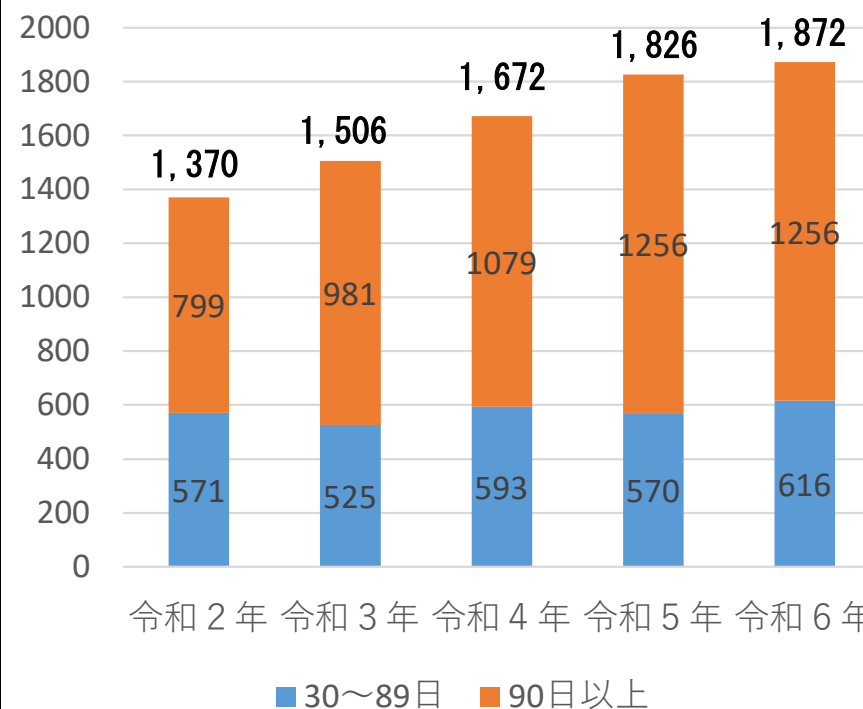
(人)

欠席日数別不登校児童生徒数の推移
(小学校)



(人)

欠席日数別不登校児童生徒の推移
(中学校)



4 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

(2) 欠席日数別不登校児童生徒数の推移

			令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
			人数	1,000人当たりの不登校人数	人数	1,000人当たりの不登校人数	人数	1,000人当たりの不登校人数	人数	1,000人当たりの不登校人数	人数	1,000人当たりの不登校人数
小 学 校	不登校児童		807	10.9	947	12.8	1,144	15.4	1,435	19.5	<u>1,579</u>	21.7
		30日～89日	457	6.2	549	7.4	591	8.0	772	10.5	840	11.5
		90日以上	350	4.7	398	5.4	553	7.5	663	9.0	739	10.2
中 学 校	不登校生徒		1,370	46.1	1,506	50.2	1,672	55.6	1,826	61.2	<u>1,872</u>	62.4
		30日～89日	571	19.2	525	17.5	593	19.7	570	19.1	616	20.5
		90日以上	799	26.9	981	32.7	1,079	35.9	1,256	42.1	1,256	41.8
合 計	不登校児童生徒		2,177	21.0	2,453	23.6	2,816	27.0	3,261	31.5	3,451	31.5
		30日～89日	1,028	9.9	1,074	10.3	1,184	11.4	1,342	13.0	1,456	14.1
		90日以上	1,149	11.1	1,379	13.2	1,632	15.7	1,919	18.5	1,995	19.4

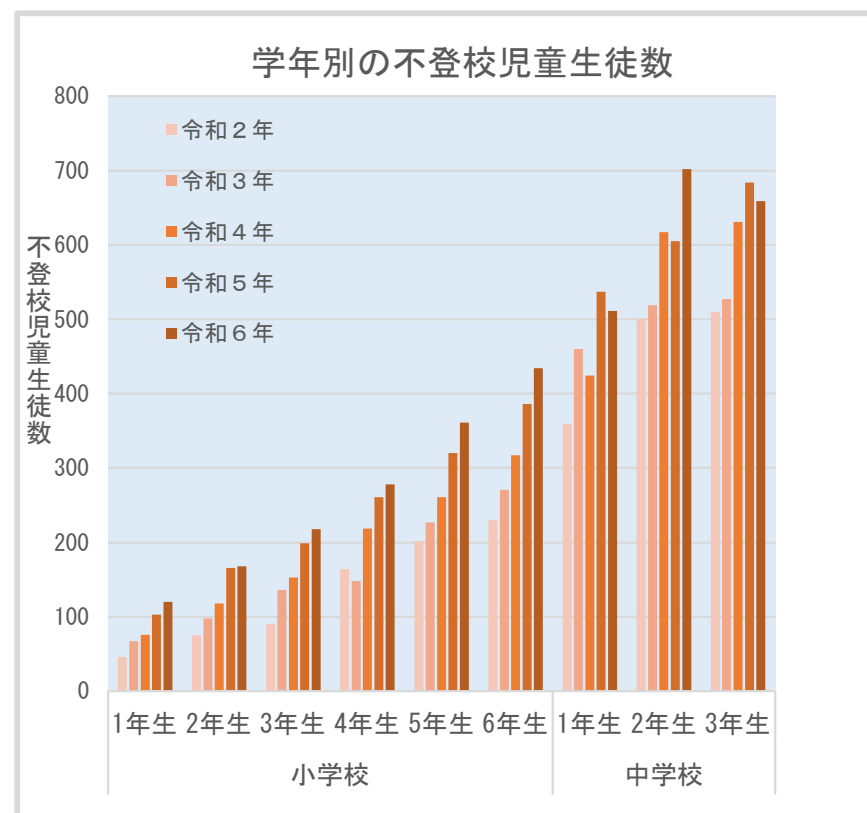
4 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

(3) 学年別不登校児童生徒数の推移

中学1・3年生以外の全ての学年において、過去5年間で最多となっており、学齢が上がるにしたがって、不登校児童生徒数が増えています。

(人)

校種	学年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校	1年	46	67	76	103	120
	2年	75	98	118	166	168
	3年	90	136	153	199	218
	4年	164	148	219	261	278
	5年	202	227	261	320	361
	6年	230	271	317	386	434
	合計	807	947	1,144	1,435	1,579
中学校	1年	359	460	424	537	511
	2年	501	519	617	605	702
	3年	510	527	631	684	659
	合計	1,370	1,506	1,672	1,826	1,872



4 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

(4) 不登校児童生徒について把握した事実

小・中学校とも「不安・抑うつ」の相談があった」が最も多く、次いで「学校生活に対してやる気がない等の相談があった」が多くなっています。

(人)

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
		いじめの被害の情報や相談があった	いじめの被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった	学業の不振や頻繁な宿題の未提出が見られた	学校のきまり等に関する相談があった	転編入学、進級時の不適応による相談があった	家庭生活の変化に関する情報や相談があった	親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	生活リズムの不調に関する相談があった	あそび、非行に関する情報や相談があった	学校生活に対してやる気がない等の相談があった	不安・抑うつ」の相談があった	障害（疑いを含む）に起因する特別な教育的支援の求めや相談があった	個別の配慮（13以外）についての求めや相談があった
小学校	把握した事実	2	180	79	202	28	47	70	228	251	10	316	618	152	126
中学校	把握した事実	2	151	18	166	24	87	59	112	311	86	484	657	40	63

※複数回答可

4 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

(5) 指導の結果、登校できるようになった児童生徒の割合

指導の結果、登校できるようになった児童生徒数の割合は、小学校は40.0%で、昨年度を2.2ポイント上回り、中学校は26.7%で、昨年度を2.9ポイント上回っています。

(人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
小学校	児童数	328	351	396	542	632
	割合	40.6%	37.1%	34.6%	37.8%	<u>40.0%</u>
中学校	生徒数	348	352	390	435	499
	割合	25.4%	23.4%	23.3%	23.8%	<u>26.7%</u>
合計	児童生徒数	676	703	786	977	1,131
	割合	31.1%	28.7%	27.9%	30.0%	32.8%

4 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

(6) 今後の対応について

- 不登校の児童・生徒数の増加は、「不登校はどの児童・生徒にも起こり得ること」、「不登校を問題行動として判断してはならないこと」、「適度な休養の必要性」等の、不登校児童・生徒への支援の在り方に関する理解が進んでいることも背景として考えられます。
- 本市では、昨年7月に策定した「不登校対策の充実に向けた指針」に基づき、関係部局や関係機関・団体と連携を図りながら総合的な不登校対策を進めており、本指針に掲げる「チーム学校による校内支援の充実」「多様な教育機会の確保」「関係機関との連携強化」という三つの方向性のもと、引き続き、児童生徒一人ひとりの思いを大切にし、将来の社会的自立を後押しできるよう努めてまいります。